

# 個別証券オプション取引に関する業務規程，信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則

## (目的等)

- 第1条 この規則は，個別証券オプション取引に関する業務規程，信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「個別証券オプション特例」という。）に基づき，本所が定める事項について規定する。
- 2 この規則における用語の意義は，個別証券オプション特例に定めるところによる。

## (流通株式数の定義)

- 第1条の2 個別証券オプション特例第5条第1項第1号a(a)イに規定する流通株式数並びに同項第3号a(a)に規定する流通優先出資口口数及び流通投資口口数は，大量所有者等の所有分（他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数（優先出資の口数及び投資口口数を含む。）を含めた実質所有）を除く上場株式数（優先出資証券にあっては上場優先出資の口数をいい，投資証券にあっては上場投資口口数をいう。）をいう。
- 2 前項に規定する大量所有者等は，大株主（上位10名程度）（大口出資者（所有する優先出資の口数の多い順に10名の出資者をいう。）及び大口投資主（所有する投資口口数の多い順に10名の投資主をいう。）を含む。），役員及び自社をいう。

## (権利行使価格の設定)

- 第2条 個別証券オプション特例第7条第2項及び同第9条第2項の規定により設定する権利行使価格は，次の各号に定めるところによる。
- (1) 個別証券オプション特例第7条第2項の規定により個別証券オプ

ションの各限月取引に設定する権利行使価格は、当該限月取引の取引開始日の前日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における設定基準価格（その日のオプション対象証券の設定基準最終値段（権利行使価格を設定する基準となる値段であって、次号に規定する値段をいう。以下同じ。）に最も近接する個別証券オプション特例第7条第2項に規定する刻みの幅（以下この条において「刻みの幅」という。）の整数倍の価格（当該価格が2種類ある場合には高い方の価格をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び当該設定基準価格に近接する上下各2種類の刻みの幅の整数倍の価格とする。

(2) オプション対象証券の設定基準最終値段は、その日の当該オプション対象証券の最終値段（指定市場における当該オプション対象証券の最終の約定値段（当該指定市場を開設する金融商品取引所が定めるところにより気配表示（第4条の2第1項に規定する気配表示をいう。）された最終気配値段を含む。）をいう。ただし、その日に当該約定値段がない場合には、第4条の2第2項の規定により本所が定める値段とする。以下同じ。）とする。ただし、当該オプション対象証券の売買に係る権利落（業務規程第9条第3項第1号又は他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場におけるこれに相当する規定に規定する権利落（株式の分割、株式無償割当て又は有償増資等に係る権利をいい、配当（剰余金の配当をいう。以下同じ。）又は人的分割による株式を受ける権利のみに係る権利を除く。第4条の2第2項において同じ。）とする期日の前日におけるオプション対象証券の設定基準最終値段は、次に定める区分に従い、次に定めるところによる。

a 株式（受益権及び投資口を含む。）の分割による権利落の場合  
その日のオプション対象証券の最終値段に、当該株式の分割に

係る分割比率を乗じて得た値段

- b 株式無償割当て（オプション対象証券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。次条第2号及び第4条第2号において同じ。）による権利落の場合

　その日のオプション対象証券の最終値段を、1に当該株式無償割当てに係る新株式割当率を加えた数値で除して得た値段

- c 有償増資（併行増資を含む。以下同じ。）による権利落の場合

　その日のオプション対象証券の最終値段に当該有償増資に係る新株払込金額を加えた値段を、当該有償増資に係る新株割当率に1を加えた数値で除して得た値段

- d その他の権利落の場合

　本所がその都度定める値段

- (3) 個別証券オプション特例第9条第2項の規定により個別証券オプションの各限月取引に設定する権利行使価格は、次に定める権利落の区分に従い、当該各区分に定める期日の前日における設定基準価格及び当該設定基準価格に近接する上下各2種類の刻みの幅の整数倍の権利行使価格を設定する。

- a 株式（受益権及び投資口を含む。）の分割、株式無償割当て又は有償増資等

　株式の分割、株式無償割当て又は有償増資等に係る権利落の期日

- b 人的分割

　人的分割による権利落後始値が決定する日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）

- 2 個別証券オプション特例第7条第3項及び第9条第3項の規定により設定する新たな権利行使価格は、各限月取引について、毎日のオプション対象証券の設定基準最終値段に最も近接する既存の権利行使価格（当該権利行使価格が2種類ある場合には高い方の価格をいう。以下

この項において同じ。)を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日に、当該オプション対象証券の設定基準最終値段に最も近接する既存の権利行使価格を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、刻みの幅の整数倍の権利行使価格を設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格、その数及び刻みの幅を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する限月取引に係る新たな権利行使価格は、設定しないことができる。

- (1) 権利行使価格を新たに設定する日が、設定することとなる限月取引の取引最終日と同一の週に属する場合における当該限月取引
- (2) 権利行使価格を新たに設定する日が、オプション対象証券が全ての国内の金融商品取引所において株券上場廃止基準に該当し整理銘柄に指定された日(オプション対象証券が他の金融商品取引所に上場されている場合で当該取引所の業務規程等により整理ポストに割り当てられるときには当該割当日を含む。)以降の日となる場合における当該限月取引
- (3) 権利行使価格を新たに設定する日が、個別証券オプション特例第48条第1項第2号の規定により個別証券オプションの上場を廃止する場合において、本所が個別証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日となるときにおける当該限月取引

#### ( 権利行使価格の調整 )

第3条 個別証券オプション特例第8条第1項に規定する権利行使価格の調整は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 株式(受益権及び投資口を含む。)の分割による権利落の場合は、当該権利落とする期日の前日における権利行使価格に、当該株式の分割に係る分割比率を乗じて得た権利行使価格(円位未満の端数を

生じたときは、円位未満を四捨五入する。次号及び第3号において同じ。)に変更するものとする。

- (2) 株式無償割当てによる権利落の場合は、当該権利落とする期日の前日における権利行使価格を、1に当該株式無償割当てに係る新株式割当率を加えた数値で除して得た価格に変更するものとする。
- (3) 有償増資による権利落の場合は、権利落とする期日の前日における権利行使価格に当該有償増資に係る新株払込金額を加えた価格を、当該有償増資に係る新株割当率に、1を加えた数値で除して得た価格に変更するものとする。
- (4) 人的分割による権利落の場合は、当該権利落とする期日の前日における権利行使価格に、当該人的分割による権利落後始値を当該権利落とする期日の前日における最終値段で除して得た数値を乗じて得た価格に変更するものとする。ただし、当該人的分割による権利落後始値が当該最終値段を上回る場合は、この限りでない。

#### (個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量の調整)

第4条 個別証券オプション特例第8条第2項に規定する個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量の調整は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 株式(受益権及び投資口を含む。)の分割による権利落の場合は、権利落とする期日の前日における個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量に、1を当該株式の分割に係る分割比率で除して得た数値を乗じて得た数量に変更するものとする。
- (2) 株式無償割当てによる権利落の場合は、当該権利落とする期日の前日における個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量に、1に当該株式無償割当てに係る新株式割当率を加えた数値を乗じて得た数量に変更するものとする。
- (3) 有償増資による権利落の場合は、権利落とする期日の前日における

る個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量に、1 に当該有償増資に係る新株割当率を加えた数値を乗じて得た数量に変更するものとする。

(4) 人的分割に係る会社分割による権利落の場合は、当該権利落とする期日の前日における個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量に、当該権利落とする期日の前日における最終値段を当該人的分割による権利落後始値で除して得た数値（小数点第 2 位の数値とし、小数点第 3 位未満の端数が生じた時はこれを四捨五入する。）を乗じて得た数量に変更するものとする。ただし、当該人的分割による権利落後始値が当該最終値段を上回る場合は、この限りでない。

#### （オプション対象証券の気配表示等）

第 4 条の 2 個別証券オプション特例第 8 条第 2 項かっこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第 13 条第 1 項又は第 14 条の規定に基づき表示される気配表示（指定市場が他の金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場である場合には、当該他の金融商品取引所における当該規定に相当する規定又は株式会社東京証券取引所の定める呼値に関する規則第 11 条の規定に相当する規定に基づき表示される気配表示）とする。

2 個別証券オプション特例第 8 条第 2 項かっこ書に規定する本所が定める値段は、指定市場における当該オプション対象証券の直近の約定値段（前項の規定により気配表示された最終気配値段を含む。）とする。ただし、直近の権利落とする期日以後において約定値段がない場合は、本所がその都度定める値段とする。

#### （建玉の調整）

第 5 条 個別証券オプション特例第 8 条第 3 項に規定する建玉の調整は、

次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) オプション対象証券につき、1株を1株の整数倍にする株式の分割により、個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量を調整する場合の数量がオプション対象証券の売買単位の整数倍の数量となる場合には、当該株式の分割に係る権利落とする期日に、当該権利落とする期日の前日における建玉の数量を、当該数量を当該株式の分割に係る分割比率で除して得た数量に変更するものとする。
- (2) オプション対象証券の売買単位の変更が行われる場合には、当該変更が行われる日に、当該変更が行われる日の前日における建玉の数量を、当該数量に当該変更前の売買単位を当該変更後の売買単位で除して得た数値を乗じて得た数量に変更するものとする。
- (3) オプション対象証券につき1株に対して1株の整数倍の同一種類の株式を割り当てる株式無償割当てが行われる場合には、当該株式無償割当てに係る権利落とする期日に、当該権利落とする期日の前日における建玉の数量から、当該数量に当該株式無償割当てに係る新株式割当率に1を加えた数値で乗じて得た数量に変更するものとする。
- (4) オプション対象証券の発行者が人的分割を行う場合で、当該オプション対象証券の権利落とする期日の前日の最終値段が当該人的分割による権利落後始値の整数倍であるときは、人的分割による権利落とする期日の前日における建玉の数量を、当該整数倍の数値を乗じて得た数値に変更するものとする。

(ストラテジー取引の種類等)

第6条 個別証券オプション特例第9条の2第2項に規定するストラテジー売取引及びストラテジー買取引により成立する個別証券オプション取引の売付け又は買付けの組合せ及び本所が定めるストラテジー取

引の種類，同条第3項に規定する本所が定めるストラテジー取引の値段の算出方法並びに同第16条の3に規定する本所が定める種類のストラテジー取引は，別表のとおりとする。

(取引の中断)

第7条 個別証券オプション特例第15条第4項に規定する取引が中断された場合とは，次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 個別証券オプション特例第19条の2の規定により取引の一時中斷が行われた場合
- (2) 個別証券オプション特例第20条各号の規定により取引の停止が行われた場合

第8条から第10条まで 削除

(クロージング・オーケションの約定値段を定める取引における値幅)

第11条 個別証券オプション特例第15条第5項に規定する本所が定める値幅は，取引状況等を勘案して本所が適當と認める値幅とする。

(取引の取消し)

第11条の2 個別証券オプション特例第15条の2第1項の規定による取引の取消しは，同第20条第3号の規定により取引の停止を行った後(取引の停止を行わなかった場合にあっては，業務規程第77条の規定により当該過誤のある注文について公表した後)に行うものとする。

2 個別証券オプション特例第15条の2第1項に規定する本所が定める取引は，その都度本所が必要と認める取引とする。

第12条 削除

( 呼値の制限値幅 )

第13条 個別証券オプション特例第16条第4項に規定する本所が定める値幅の限度（以下「呼値の制限値幅」という。）は、基準値段から当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段（呼値の制限値幅に関する規則第4条に規定する基準値段又は他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場におけるこれに相当する値段をいう。以下この項において同じ。）に100分の25を乗じて得た数値を減じて得た値段を下限とし、基準値段に当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段に100分の25を乗じて得た数値を加えて得た値段を上限とする。

- 2 次条に規定する呼値の制限値幅の基準値段に呼値の制限値幅を減じて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げ、呼値の制限値幅の基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り下げるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本所は、株式市況等を勘案し、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄について呼値の制限値幅を変更することができる。

( 呼値の制限値幅の基準値段 )

第14条 前条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、前日の清算価格（先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則第6条第2項に規定する清算価格をいう。以下同じ。）とし、前日に当該銘柄の清算価格がない場合及び当日がオプション対象証券の売買に係る権利落の期日である場合は、当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段等から本所が算出した理論価格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本所が前項の定めるところにより得られ

た数値を呼値の制限値幅の基準値段として適当でないと認める場合には、本所がその都度定める。

( 呼値の条件 )

第14条の2 個別証券オプション特例第16条第8項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。

(1) 通常条件

当日の立会終了時に効力を失うものとする条件とする。

(2) 指定期間条件

本所が別に定める期間の範囲内で取引参加者が指定した期間が満了する日(休業日に当たる場合は、順次繰り上げる。)の立会終了時まで有効とする条件とする。

(3) 残数量取消条件

呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、直ちに成立する数量のみの取引を成立させ、残数量の効力を失うものとする条件とする。

(4) 全数量執行条件

呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、当該呼値の効力を失うものとする条件とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、取引参加者は当該各号に定める条件を付して呼値を行うことができない。

(1) 個別証券オプション特例第15条第2項に規定する取引を行う場合

( 成行呼値を行う場合に限る。)

前項第1号及び第2号の条件

(2) 個別証券オプション特例第15条第3項又は第4項に規定する取引を行う場合

前項第4号の条件（成行呼値を行う場合は、第1号及び第2号を含む。）

3 取引参加者は、個別証券オプション特例第16条第9項の規定により、呼値を行おうとするときは、次の各号に定める条件を付すことができる（第1号及び第2号の条件にあっては、個別証券オプション特例第15条第2項に規定する取引を行っている場合に限る。）。ただし、取引管理上本所が必要と認める場合には、本所は当該条件を付して呼値を行うことを停止することがある。

#### （1）最良売指値条件

最も高い値段の買呼値と同じ値段の売呼値となる条件、又は、対当する買呼値がない場合にあって、売呼値があるときは最も低い値段の売呼値より低い値段のうち最も高い呼値の単位の整数倍の値段（当該最も低い値段の売呼値が第13条第1項に規定する呼値の制限値幅の下限の値段である場合は、当該下限の値段）の売呼値となる条件若しくは売呼値がないときは効力を失う条件とする。

#### （2）最良買指値条件

最も低い値段の売呼値と同じ値段の買呼値となる条件、又は、対当する売呼値がない場合にあって、買呼値があるときは最も高い値段の買呼値より高い値段のうち最も低い呼値の単位の整数倍の値段（当該最も高い値段の買呼値が第13条第1項に規定する呼値の制限値幅の上限の値段である場合は、当該上限の値段）の買呼値となる条件若しくは買呼値がないときは効力を失う条件とする。

#### （3）ストップ条件

当該条件を売買システムが記録した後に、取引参加者があらかじめ指定した価格指標（最も低い値段の売呼値、最も高い値段の買呼値又は立会における約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。次条において同じ。）をいう。）が個別証券オプション特例第15条第2項に規定する取引を行っている場合において取引参加者が

あらかじめ指定した値段以上となったとき又はあらかじめ指定した値段以下となったときに，あらかじめ登録していた呼値を行おうとする条件とする。

- 4 ストラテジー取引に係る前3項の規定の適用については，第1項中「当該各号に定める条件」とあるのは「当該各号に定める条件（第2号を除く。）」と，前項中「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」と，「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」と，「値段」とあるのは「ストラテジー値段」とする。

#### （呼値に関する事項）

第14条の3 個別証券オプション特例第16条第11項の規定により，個別証券オプション取引の呼値に関し，本所が定める事項は，次の各号に定める事項とする。

##### （1）呼値の効力

呼値の効力は，前条の規定に定めるところによる。ただし，個別証券オプション特例第20条各号の規定により取引の停止が行われた場合の呼値の効力は，本所がその都度定めることができる。

##### （2）呼値の方法等

a 呼値は，取引参加者端末装置からその内容を入力し行うものとする。

b 個別証券オプション特例第15条第2項に規定する取引における次の(a)及び(b)に掲げる呼値は，当該(a)及び(b)に定めるところにより処理するものとする。

(a) 売呼値が行われているときにおける当該値段より高い値段の買呼値は，当該買呼値の限度の値段までに，これまでに行われている個々の値段の売呼値に対応する買呼値として処理するものとする。

(b) 買呼値が行われているときにおける当該値段より低い値段の

売呼値は、当該売呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の買呼値に対応する売呼値として処理するものとする。

(3) 成行呼値の禁止

本所は、取引の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全部又は一部の銘柄について成行呼値を禁止することができる。

(4) ストラテジー取引に係る呼値の制限

取引参加者は、個別証券オプション特例第15条第7項の規定により算出する値段が本所の定める値幅を超える値段となるストラテジー売呼値又はストラテジー買呼値を行うことができない。

2 ストラテジー取引に係る前項第2号の規定の適用については、前項第2号中「個別証券オプション特例第15条第2項」とあるのは「個別証券オプション特例第15条第6項の規定により読み替えて適用する個別証券オプション特例第15条第2項」と、「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」と、「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」と、同項第2号の規定中「値段」とあるのは「ストラテジー値段」と、「約定値段」とあるのは「約定ストラテジー値段」とする。

(マーケットメイカー制度)

第14条の4 本所は、個別証券オプション特例第16条第11項の規定により、本所の市場における個別オプション取引の円滑な成立及び流動性の向上を目的として、個別証券オプション取引に係るマーケットメイカー制度を設ける。

2 本所は、本所が定めるところにより、取引参加者から個別証券オプション取引に係るマーケットメイカーへの指定の申込みを受けて、当該取引参加者を個別証券オプション取引に係るマーケットメイカーに指定する。

3 前項の規定により指定された取引参加者は、本所が別に指定する銘

柄における売呼値及び買呼値を恒常的に行う役割を担うものとする。

- 4 本所は、本所が定めるところにより、第2項の指定を取り消すことができる。
- 5 本所は、個別証券オプション取引に係るマーケットメイカーの指定又は指定の取消しを公表し、及び各取引参加者に通知する。
- 6 前各項に定めるもののほか、個別証券オプション取引に係るマーケットメイカー制度に関し必要な事項については、本所が定める。

(取引の一時中断)

第15条 個別証券オプション特例第19条の2に規定する本所が定める値幅は、取引状況等を勘案して本所が適當と認める値幅とする。

(取引の停止)

第16条 個別証券オプション特例第20条各号に掲げる場合の取引の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(過誤訂正等のための取引の承認申請)

第17条 個別証券オプション特例第31条第1項の規定により本所の承認を受けようとする取引参加者は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

(個別証券オプションの消滅)

第18条 個別証券オプション特例第37条に規定する本所が定める时限は、権利行使日の午後5時とする。

(ギブアップの申告时限)

第19条 個別証券オプション特例第40条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る個別証券オプション取引が成立した日の午後4時45分ま

でを行うものとする。

( テイクアップの申告時限 )

第20条 個別証券オプション特例第41条第1項に規定する申告は，ギブアップに係る個別証券オプション取引が成立した日の午後5時までに行うものとする。

第21条から第23条まで 削除

( 個別証券オプションの上場廃止等 )

第24条 個別証券オプション特例第48条に規定する上場廃止日等は，次の各号に定めるところによる。

- (1) 個別証券オプション特例第48条第1項第1号の規定により個別証券オプションの上場を廃止する場合
- a 個別証券オプションの上場廃止日  
いずれの国内の金融商品取引所においても当該オプション対象証券が上場廃止となる日
  - b 個別証券オプション特例第48条第2項に規定する本所が定める限月取引及びその数
    - (a) オプション対象証券が合併，株式交換又は株式移転により上場廃止（個別証券オプション特例第48条第1項第1号に掲げる場合に該当するときの当該オプション対象証券の上場廃止に限る。）となる場合（オプション対象証券が整理銘柄に指定される（オプション対象証券が他の金融商品取引所に上場されている場合で当該取引所の業務規程等により整理ポストに割り当てられるときを含む。）場合を除く。）には，本所がその都度定める日以降において，原則として，吸収合併若しくは新設合併がその効力を生ずる日，株式交換がその効力を生ずる日又は株式移

転がその効力を生ずる日以降の日を取引最終日とする限月取引が二つ以上となる新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし，取引最終日がオプション対象証券の上場廃止日の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は，当該オプション対象証券の上場廃止日の前々日（休業日を除外する。次の(b)における日数計算において同じ。）とする。

(b) 前(a)に規定する場合以外である場合には，当該個別証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日を取引開始日とする新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし，取引最終日がオプション対象証券の上場廃止日の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は，当該オプション対象証券の上場廃止日の前々日とする。ただし，当該上場廃止日の前々日を当該取引最終日とすることが適当でないと本所が認めるとする場合には，本所がその都度定める日を取引最終日とするものとする。

(2) 個別証券オプション特例第48条第1項第2号の規定により個別証券オプションの上場を廃止する場合

a　個別証券オプションの上場廃止日

個別証券オプション特例第48条第1項第2号に規定する基準日の翌々月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)とする。

b　個別証券オプション特例第48条第2項に規定する本所が定める限月取引及びその数

本所が個別証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日を取引開始日とする新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし，取引最終日が当該個別証券オプションの上場廃止日以降の日となる限月取引の取引最終日は，当該上場廃止日の前日とする。

( 大口建玉の報告 )

第25条 個別証券オプション特例第49条第5項に規定する本所が報告数量として定める数量は、取引単位の500倍の数量とする。

2 個別証券オプション特例第49条第5項に規定する報告は、所定の様式により、報告数量として定める数量以上となった日の翌日及び当該報告数量として定める数量以上となった日の翌日後の日で本所が必要と認める日に行うものとする。

第26条 削除

( 国外取引参加者に係る個別証券オプション取引責任者の承認申請 )

第27条 個別証券オプション特例第57条第3項の規定による申請は、本所が定める様式による承認申請書に本所が必要と認める書類を添付して行うものとする。

付 則

この規則は、平成10年11月30日から施行する。ただし、第2条、第4条、第14条、第21条及び第26条の改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成12年6月1日以降の日で、本所が定める日から施行する〔(注)「本所が定める日」は平成12年7月17日〕。ただし、第17条及び第26条の改正規定は、平成12年5月1日以降の日で、本所が定める日から施行する〔(注)「本所が定める日」は平成12年7月17日〕。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する〔(注)「本所が定める日」

は平成12年10月30日]。ただし、第9条の改正規定は、平成12年10月1日以降の日で、本所が定める日から〔(注)「本所が定める日」は平成12年10月30日〕、第25条の改正規定は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成16年3月29日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年2月27日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年2月26日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年5月21日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年1月15日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年4月21日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年10月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成22年1月4日から施行する。ただし、第1条の2第1項及び第18条から第20条までの改正規定は、平成21年12月30日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号及び第4条の2第1項の改正規定は、東京証券取引所において呼値に関する規則第11条の規定が施行されない場合には、平成22年1月4日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成23年2月14日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には、平成23年2月14日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は，平成23年7月19日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年3月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年11月26日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。

(別表) ストラテジー取引の種類等

ストラテジー取引の種類	ストラテジー買取引により成立する個別証券オプション取引	ストラテジー売取引により成立する個別証券オプション取引	インプライド機能	ストラテジー値段の算出方法
コール・スプレッド	1単位のコールの買付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の1単位のコールの売付け	1単位のコールの売付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の1単位のコールの買付け		コールの値段からより高い権利行使価格のコールの値段を減じる
プット・スプレッド	1単位のプットの買付け及び同一限月取引のより低い権利行使価格の1単位のプットの売付け	1単位のプットの売付け及び同一限月取引のより低い権利行使価格の1単位のプットの買付け		プットの値段からより低い権利行使価格のプットの値段を減じる
コール・カレンダースプレッド	期近限月取引の1単位のコールの売付け及び期先限月取引の同一権利行使価格の1単位のコールの買付け	期近限月取引の1単位のコールの買付け及び期先限月取引の同一権利行使価格の1単位のコールの売付け		期先限月取引のコールの値段から期近限月取引のコールの値段を減じる
プット・カレンダースプレッド	期近限月取引の1単位のプットの売付け及び期先限月取引の同一権利行使価格の1単位のプットの買付け	期近限月取引の1単位のプットの買付け及び期先限月取引の同一権利行使価格の1単位のプットの売付け		期先限月取引のプットの値段から期近限月取引のプットの値段を減じる
コール・ダイアゴナル・カレンダースプレッド	期近限月取引の1単位のコールの売付け及び期先限月取引の異なる権利行使価格の1単位のコールの買付け	期近限月取引の1単位のコールの買付け及び期先限月取引の異なる権利行使価格の1単位のコールの売付け		期先限月取引のコールの値段から期近限月取引のコールの値段を減じる
プット・ダイアゴナル・カレンダ	期近限月取引の1単位のプットの売付け及び期先限月取引の異なる権利行使価格の1単位	期近限月取引の1単位のプットの買付け及び期先限月取引の異なる権利行使価		期先限月取引のプットの値段から期近限月取引のプット

一・スブレッド	のプットの買付け	格の 1 単位のプットの売付け	の値段を減じる
ストラングル	1 単位のプットの買付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 1 単位のコールの買付け	1 単位のプットの売付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 1 単位のコールの売付け	コールの値段にプットの値段を加える
ストラドル	1 単位のプットの買付け及び同一限月取引の同一権利行使価格の 1 単位のコールの買付け	1 単位のプットの売付け及び同一限月取引の同一権利行使価格の 1 単位のコールの売付け	コールの値段にプットの値段を加える
コール・バタフライ	1 単位のコールの買付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 2 単位のコールの売付け及び同一限月取引のさらに高い権利行使価格の 1 単位のコールの買付け	1 単位のコールの売付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 2 単位のコールの買付け及び同一限月取引のさらに高い権利行使価格の 1 単位のコールの売付け	コールの値段からより高い権利行使価格のコールの値段に 2 を乗じた数値を減じ、さらに高い権利行使価格のコールの値段を加える
プット・バタフライ	1 単位のプットの買付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 2 単位のプットの売付け及び同一限月取引のさらに高い権利行使価格の 1 単位のプットの買付け	1 単位のプットの売付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 2 単位のプットの買付け及び同一限月取引のさらに高い権利行使価格の 1 単位のプットの売付け	プットの値段からより高い権利行使価格のプットの値段に 2 を乗じた数値を減じ、さらに高い権利行使価格のプットの値段を加える

(注 1) インプライド機能欄に があるのは、個別証券オプション特例第 16 条の 3 に規定する本所が定める種類のストラテジー取引であることを示す。

(注 2) コールとは個別証券コールオプションをいう。

- (注3) プットとは個別証券プットオプションをいう。
- (注4) 期近限月取引とは、取引最終日が先に到来する限月取引をいう。
- (注5) 期先限月取引とは、取引最終日が後に到来する限月取引をいう。